

県南広域振興局長告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

令和5年4月4日

県南広域振興局長 小 島 純

1 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370501975	株式会社ひとしずく	訪問看護ステーションはちどり	花巻市花城町3番3号	令和5年4月1日

2 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370902108	株式会社AKAS I	福祉用具さくら	一関市東山町長坂字町325番地	令和5年4月1日

3 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370902108	株式会社AKAS I	福祉用具さくら	一関市東山町長坂字町325番地	令和5年4月1日